

国土交通大臣
北側 一雄 殿

航空安全推進連絡会議
議長 大野 則行

航空労組連絡会
議長 山口 宏弥

日本乗員組合連絡会議
議長 山崎 秀樹

民間機によるイラク派遣陸上自衛隊輸送に対する質問と申し入れ

7月20日、クウェートからシンガポールを經由し羽田に到着した日本航空のチャーター便に、迷彩服を着用した陸上自衛隊員172人が搭乗していた。私たちの調査では、①今回の運航は民間チャーター便として扱われている、②自衛隊員はイラクに「人道復興支援」として派遣された帰路であった、③防衛庁は「空港での混乱をさけるため」として報道を規制した、④残りの自衛隊員も同様に帰国させる、ということが明らかになった。

私たちは民間航空の安全を守る観点から、民間航空の軍事利用には一貫して反対してきた。国際民間航空条約は「民間航空の濫用」を禁止しており、民間航空の軍事利用はそれに違反するとともに、日本の民間機に対するテロやハイジャックの危険性を高め、旅客と働く者のいのちと安全を脅かすからである。防衛庁が、今回の運航を機密扱いにして報道を規制したことは、私たちが指摘する危険性を国自身も認識していることを示している。

日本政府は自衛隊イラク派遣を「人道支援」としているが、国際的には米国の呼びかけに応じた多国籍軍への参加であり、今回の運航は、日本の民間機が多国籍軍をチャーター便で運んだことにほかならない。敵対勢力から見れば、これは軍隊の移動であり、その航空機を攻撃することは、一般の民間運航便を攻撃したものと同等であるなどと思うはずがない。

1999年の周辺事態法以降、民間航空機への迷彩服搭乗や自衛隊による民間機のチャーター、航空会社に対する防衛施設庁の米軍輸送資格取得要請など、民間航空の軍事利用を執拗に繰り返して既成事実化し、さらに拡大をねらっている事実を見れば、今回のチャーター便運航はその延長線上にあり、さらに大きく一步踏み出したものと受け止めざるを得ない。

私たちは、明らかに「民間航空の軍事利用」である今回のチャーター便運航に厳しく抗議するとともに、今後、同様な運航が行われないようにするため、貴職に以下の質問ならびに申し入れを行う。

記

1. 今回の運航に関する事実関係の質問

- ① 自衛隊員の移動に伴い、積載した兵器の種類とその搭載量はいくらか。
- ② 政府専用機(B747-400)はなぜ利用しないのか。

2. イラク派遣自衛隊員を輸送するチャーター運航は取りやめ、民間航空の軍事利用は行わないこと。